

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一三、五一〇

中巨摩郡

五、五五一

南都留郡

一二、八八九

甲府市

五〇、九二六

富士吉田市

一三、一六六

都留市・西桂町

九、二七八

山梨市

九、三九一

大月市

六、四一九

韮崎市

七、九四七

南アルプス市

一九、七七七

北杜市

一三、二一二

甲斐市

二〇、九八一

笛吹市

一八、八〇一

上野原市・北都留郡

六、六二六

甲州市

中央市

八、四六四

八、一一四